

平成 27 年度第 6 回松山支部理事会議事録

日 時 平成 28 年 3 月 29 日 (火) 13 : 30 ~ 17 : 00

場 所 愛媛県行政書士会館 3 階会議室

出席者 支部長 1 人 副支部長 2 人 理事 7 人

1 開会

福岡将志副支部長から、平成 27 年度第 6 回松山支部理事会を開会するとの発言があった。

2 支部長挨拶

久保美代子支部長から、平成 28 年度定時総会が間近となったので、今年度の事業のまとめを行い、平成 28 年度定時総会議案書案等について審議を行いたいと開会に当たっての挨拶があった。

3 議事日程及び配布資料の確認

平成 28 年 3 月 29 日、13 時 30 分から 17 時までを予定し、配布資料の確認を行った。

4 理事会の根拠条文等について

司会の福岡副支部長から、理事会の構成及び招集は支部規則第 21 条に規定されており、構成は支部長、副支部長及び理事であること、招集は支部長が行ったとの説明があった。

出席者は、支部長 1 人、副支部長 2 人及び理事 7 人の 10 人であり、成立根拠条文である支部規則第 24 条「理事会は、構成員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。」により成立していることを確認した。

なお、今回は、オブザーバーとして監事 2 人も出席した。

続いて、支部規則第 23 条により支部長が議長に就任し、議長が議事録署名人に福岡副支部長及び和田修理事を、議事録作成者に田之内貴志理事をそれぞれ指名した。

5 議案

(1) 第 1 号議案 愛媛県行政書士会松山支部慶弔規程の一部改正 (案) について

議長から、第 5 回理事会で審議を終えたものに追加する次の条について説明があり、審議に入った。

第 3 条について、慶事は婚姻のみであることから、第 3 条の見出しを (婚姻) に変更するとともに条文の形態を整える。

第 4 条第 3 号について、文言を明確にするため、会員の子、父母又は配偶者の父母に変更。

第 5 条について、大規模災害の場合、支給される額が不明確なので、条文整備を行うとともに、最高額を 2 万円と明示する。

第 6 条について、1 か月以上入院というのは、松山市内の大きな病院の平均入院日数から判断すると、長すぎるので 14 日以上に変更する。

第 2 条の報告の「義務」について検討した。

会員等の本会慶弔規程に基づく報告が、松山支部へも伝わるような規程であれば、同じ内容を2回報告するという松山支部会員の負担が軽減されるという意見があった。

現状、やはり報告義務としなければ知り得ない情報であり、やむを得ないと判断。審議の結果、原案どおり承認された。

(2) 第2号議案 平成28年度定時総会議案書案について

作成した議案書について、文言の訂正や追加すべき事項について審議した。

総会を準備し、進行していくため、役割分担をした。

懇親会の司会として盛川心輔 理事の指名があった。

各自持ち帰って検討しておき、次回の理事会で仕上げることとなった。

6 その他

(1) 外国人支援事業について

新年度において、さらに事業を具体的に進めていくため活動する。

(2) 定時総会までの松山支部の予定について

監査：4月4日（月）

平成28年度第1回理事会：4月11日（月）13：30より開始

文書発送：4月18日（月）15：00集合

集計：5月10日（火）14：00集合

（議決権行使書の提出期限は5月8日（日））

定時総会：5月13日（金）14：30より開始

13：30支部役員集合

定時総会は2階、懇親会は3階

7 閉会

支部長は議長を降り、岡田学副支部長が平成27年度第6回理事会の終了宣言を行った。

以上で議案の審議を終了し、17時閉会した。

上記の議事経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人が下記に署名及び押印する。

平成28年 月 日

愛媛県行政書士会松山支部第6回理事会

議 長

㊟

議事録署名人

㊟

議事録署名人

㊟